

これだけは知っておきたい！

国民健康保険のこと

社会保険など他の健康保険に加入したとき

国民健康保険の資格喪失の手続きが必要で、

社会保険の被保険者証が交付されるまでの間に国民健康保険被保険者証を使用すると、町が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、必ず資格喪失の手続きを行ってください。

◎手続きに必要なもの

- 他の健康保険から交付された被保険者証
- 国民健康保険被保険者証
- 印かん
- 個人番号(マイナンバー)が分かるもの

修学のため、家族と離れて他の市区町村に住むとき

届出により横芝光町の国民健康保険の被保険者となることができます。この場合は、既に在学している方も含めて、毎年、被保険者証の交付手続きが必要です。

◎手続きに必要なもの

- 在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)
 - 印かん
 - 個人番号(マイナンバー)が分かるもの
- ※学校を卒業後に他の保険に加入したときは、資格喪失の手続きを行ってください。

被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いたりしてしまったときは、被保険者証を再発行できます。

◎手続きに必要なもの

- 本人確認ができる証明書(運転免許証など)
- 印かん
- 個人番号(マイナンバー)が分かるもの

国民健康保険税の納付

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの1年分を8期に分けて納付していただきます。

▼国民健康保険税に未納があると

：「短期被保険者証」(有効期限が3か月以内のもの)が交付されず。

▼納期限から1年を過ぎても未納があると：被保険者証を返還していただき、「被保険者資格証明書」(※)が交付される場合があります。

※医療費はいったん全額自己負担となります。

▼納期限を過ぎると：督促状が送付されるほか、延滞金の納付義務が生じ、法令に基づく滞納処分を受ける場合があります。

1か月(月の初めから終わりまで)の医療費(※)が自己負担限度額を超えた場合は、申請によりその超えた分が高額療養費として支給されます。

高額療養費支給申請のお忘れはありませんか

該当する方には、診療を受けた月のおおよそ2か月後に、住民課国保年金班から高額療養費支給申請のお知らせを送付しますので、忘れずに申請してください。

※保険適用となる費用で、食事代や差額ベッド代などの自費分は対象となりません。

問(制度に関すること)

住民課国保年金班 ☎(84)1214

(納税に関すること)

税務課収納対策班 ☎(84)1212

国民年金保険料

退職(失業)による特例免除

国民年金保険料の納付について、退職(失業)により保険料を納めることが難しくなった場合は、申請により免除または猶予される制度があります。

通常の免除・猶予申請は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査対象になりますが、退職(失業)時の特例免除では、退職(失業)者の所得が審査対象から除外されます。※退職(失業)者以外に一定額以上の所得がある方がいる場合は、特例免除は認められません。

◎申請に必要なもの

- 個人番号が分かるもの(マイナンバーカード・通知カード等)または基礎年金番号が分かるもの(年金手帳等)
- 印かん
- 失業していることが確認できる公的機関の証明書の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等)

問千葉年金事務所

☎043(242)6320

住民課国保年金班

☎(84)1214